

競争参加者の資格に関する公示

大津（８）宿舎改修建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年７月29日

近畿中部防衛局長 丸山 幹夫

- 1 工事名 大津（８）宿舎改修建築その他工事
- 2 工事場所 滋賀県大津市
- 3 工事内容 本工事は、以下の建築工事、土木工事、電気設備工事及び機械設備工事の複数の職種の工事を一括で発注する総合発注工事である。詳細については別冊図面及び仕様書のとおり。

【大津駐屯地（宿舎）】

ア 宿舎改修

〈建築工事〉

(ア) 構造：鉄筋コンクリート造５階建

(イ) 規模：延べ面積 約1,800㎡

上記に係る屋上防水改修、外壁改修、建具改修及び内装全面改修等

〈設備工事〉

宿舎改修に係る電気設備工事及び機械設備工事 一式

〈土木工事〉

宿舎改修に係る土木工事 一式

イ 自転車置場改修

〈建築工事〉

(ア) 構造：鉄骨造平屋建

(イ) 規模：延べ面積 約20㎡×３棟

上記に係る塗装改修等

- 4 工期 契約締結日の翌日から令和10年６月30日まで
- 5 競争参加資格申請書の交付

- (1) 交付期間 別表①のとおり。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。
〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67
近畿中部防衛局総務部契約課 電話 06-6945-5741
電子メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 別表②のとおり。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和8年7月29日付支出負担行為担当官近畿中部防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1）と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、別表②以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3者の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付けを受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平

成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。)

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が1,200点以上であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値が990点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成23年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積(内装改修は改修対象範囲に限る。)が1棟あたり1,000㎡以上の内装改修又は新設建築工事。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内装改修又は新設建築工事。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事又は通信工事のうち複数の職種の工事を一括で発注された工事(以下「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積(内装改修は改修対象範囲に限る。)が1棟あたり1,000㎡以上の内装改修又は新設建築工事。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内装改修又は新設建築工事。

なお、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の(ア)から(ウ)の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・一級建築士の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(イ) 平成23年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内装改修又は新設建築工事。

(現場施工期間(求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。)の1/2以上の期間の経験を有していること。)

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の内装改修又は新設建築工事。(現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。)

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 共同企業体の名称は、「大津（８）宿舎改修建築その他工事 ○○○○建設・○○○○建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

【大津（８）宿舎改修建築その他工事 競争参加者の資格に関する公示 日程表】

別表

①	競争参加資格申請書の交付期間	令和８年７月29日から 令和８年10月30日までの 午前９時から午後６時まで （行政機関の休日を除く）
②	申請書の提出期間	令和８年７月29日から 令和８年９月２日までの 午前９時から午後６時まで （ただし、最終日は正午まで） （行政機関の休日を除く）

（紙入札方式の場合は、各期間の午前１０時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし最終日は正午まで。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）